

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第五十三号

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条の六第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

(職員の特務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項第一号中「三千二百円」を「六千四百円」に改め、同項第二号及び第三号中「三千円」を「六千円」に改め、同項第四号中「二千円」を「三千四百円」に改め、同項第五号中「千五百円」を「二千四百円」に改める。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の職員の特務手当に関する条例(以下「改正後の特務手当条例」という。)第三十六条の規定は、平成二十年十月一日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の特務手当条例第三十六条の規定を適用する場合においては、第二条による改正前の職員の特務手当に関する条例第三十六条の規定に基づいて支給された教員特務業務従事職員の特務手当は、改正後の特務手当条例第三十六条の規定による教員特務業務従事職員の特務手当の内払とみなす。